

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

コスメゲン静注用 0.5 mg(ノーベルファーマ株式会社)の
適正な使用と発注について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
コスメゲン静注用 0.5 mg（以下「本剤」という。）については、輸入元の変更に伴い、現在、ノーベルファーマ株式会社（以下「ノーベル社」という。）において、新たな供給元等の検討が行われているところです。

このような状況の中、令和 7 年 3 月 6 日付でノーベル社より「コスメゲン静注用 0.5mg のご処方量ベースでのご発注のお願い」（別添）が発出され、本剤の当面の供給数量等が周知されたところです。

限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、貴管下関係医療機関等に対して上記状況を周知いただくとともに、下記について併せて周知をお願いします。なお、現時点における本剤の供給状況については通常出荷の状態であること、また、ノーベル社により本剤の在庫は 1 年以上の数量が確保されており現段階で欠品が生じる状況ではないこと、を申し添えます。

記

1. 医療機関におかれては、本剤について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関におかれては、本剤について、代替が困難な疾患の治療における使用量を確保できるよう、引き続き適正な使用に努めていただきたいこと。